様式第５号(第５条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(申請者)

　　　　　　　　　様

身延町長

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付については、身延町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第５条第３項の規定により、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

理　　由

教示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、身延町を被告として（訴訟において身延町を代表とする者は、身延町長となります。）、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して１年を経過する取消しの訴えを提起することができなくなります。)。